

第7期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる初期評価（隠岐広域連合）

(1)取組と目標				(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参考箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
(1)介護支援専門員(ケアマネジャー)の人材育成支援・資質の向上	①隠岐広域連合と隠岐4町村の連携 ②研修会の実施	①地域包括支援センターによる定期的な連絡会及びケース検討会 ②研修会(年1回程度)	第11章 2. 介護サービスの質の向上 103ページ	①隠岐の島町ケアマネ連絡会にてケアプラン検討会を実施(9/13)【参加率:90%】 ②給付適正化研修会とし、隠岐圏域全体の介護事業所を対象にアセスメント、ケアプラン、個別援助計画の連動についての研修会を実施(9/23) 【参加率:56%】	自己評価:【A】 ①計画通りの検討会、研修会の実施ができた。	研修会を行ったが、参加率が悪く、固定化されている研修会もある。今後も研修会は継続して計画していくが、参加率が上昇する仕掛けづくりが必要。	A
(2)地域密着型サービス事業者の質の向上	①計画的な実地指導及び集団指導の実施 ②事業所連絡会への参加及び研修会の実施	①実地指導(H30:6回) 集団指導(3月予定) ②事業所連絡会(要請に応じて) 研修会(年1回程度)	第11章 2. 介護サービスの質の向上 104ページ	①地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の実地指導を6事業所実施 集団指導は3月に実施。 ②小規模多機能型居宅介護事業研修会を12月9日に開催 事業所連絡会については、出席要請が無いため未参加	自己評価:【A】 実地指導及び研修会は計画通りに実施出来た。また、事業所においては、指導時の大きな法令違反等は見受けられず、これまで継続して行ってきた実地指導及び集団指導の成果が表れている。	【課題】 実地指導が事業所の負担となっていることがある。 【対応策】 事務負担軽減の観点から、事前資料等の提出を求める際は、既存資料を活用するほか、必要最低限のものとなっているか検証し、継続的な見直しを行う。	A
(1)要介護認定の適正化	①認定調査の平準化 ②一次判定から二次判定の軽度変更の平準化	①認定調査の点検、指導。(特記事項の点検及び介護の手間に関する記載への指導) 調査員研修(必要に応じて) ②合議体の再編成(半年に1回) 審査会委員研修(必要に応じて)	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 105ページ	①認定調査結果についての点検を行い、必要に応じて調査員への聞き取りを行った。また、調査員研修は、新任研修を2回実施(4/12, 12/7) ②合議体の再編成(4月・10月)審査会委員研修は新任研修を1回実施(7/6)	自己評価:【A】 ①認定調査の結果及び特記事項の点検・指導を行った。 ②合議体の再編成、審査会委員研修を行い、合議体間の差異のないよう努めた。	①調査結果の点検、調査員研修を継続していく。 ②合議体の再編成、審査会委員研修を継続していく。	A
(2)ケアプラン点検の実施	①隠岐地域介護支援専門員協会と連携し、主任介護支援専門員の育成のための学習会(年4回程度)。 ②主任介護支援専門員のいる居宅介護支援事業所(4ヶ所)へのケアプラン点検の実施と必要に応じ、事業所のケアプラン検討会、連作会に参加する。	①主任介護支援専門員の育成のための学習会(年4回程度)。 ②主任介護支援専門員のいる居宅介護支援事業所(4ヶ所)へのケアプラン点検の実施。	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 106ページ	①外部講師を招き、主任介護支援専門員及び居宅事業所の介護支援専門員を対象とした、グループワーク研修会を実施(8/26, 10/28, 12/24) ②隠岐圏域内の9事業所に対しケアプラン点検を実施 【点検数:180】	自己評価:【A】 ①隠岐地区の介護支援専門員協会と連携し、研修会の定期開催ができた。 ②実施指導との同日開催も含め、主任介護支援専門員の在籍するすべての事業所に対しケアプラン点検を実施することができた。	ケアプラン点検について、来年度から隠岐地区介護支援専門員協会への委託を考えおり、具体的な委託方法等を検討していく。 主任介護支援専門員の在籍する事業所に対して実施したので、今後は介護支援専門員のみの事業所に実施していく必要がある。	A
(3)住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化	①住宅改修については、利用者の状態及び住環境からその必要性・妥当性等を、又施工後は事前申請と相違のない事を点検及び審査。 ②福祉用具購入・貸与については、提出書類において不明瞭な場合には、担当ケアマネに再度必要性や貸与条件等の確認を行なう。	①住宅改修については、提出書類や写真等で現状が確認できない場合には訪問調査を行う。 ②福祉用具購入・貸与については、提出書類において不明瞭な場合には、担当ケアマネに再度必要性や貸与条件等の確認を行なう。	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 107ページ	①住宅改修については、提出書類や写真から利用者の状態及び住宅環境からの必要性を判断し、必要に応じて電話確認、現地確認を行った。(現地確認:3回)また、国から示された「住宅改修の支給について」の一部改正を文書にて通知した。 ②福祉用具購入・貸与については、購入の必要性や医学的所見にもとづく状態像による判断など、貸与要件に合致しているか確認を行った。	自己評価:【A】 ①住宅改修については、事前相談、電話確認、制度理解の周知を行なうことで、審査の適正化を図ることができた。 ②福祉用具購入・貸与については、必要に応じて電話確認、制度理解の周知を行なうことで、審査の適正化を図ることができた。	①住宅改修については、事前申請及び支給申請の確認としての電話確認、現地確認、制度理解の周知を継続していく。 ②福祉用具購入・貸与については、関係書類の確認の徹底、必要に応じた電話確認、制度理解の周知を継続していく。	A

(1)取組と目標				(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参考箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
(4)総覧点検・医療情報との突合	①島根県国民健康保険団体連合会へ委託し、突合結果の検証やその他帳票の活用を行う。	①帳票活用のための研修会参加及び訪問指導等による国保連との連携。	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 108ページ	①給付適正化システムの活用に関する訪問指導として、9月に国保連より研修を受けた。その後、帳票については、ケアプラン点検及び実地指導前の参考として、活用できた。	自己評価:【A】定期的な活用には至っていないが、必要に応じた帳票の活用はできた。	【課題】定期的な活用ができるように、数多い帳票の中から、優先順位を検討していく必要がある。 【対応策】総覧点検の関係帳票である軽度者福祉用具貸与品目一覧表などの、比較的活用しやすい帳票から分析を開始する。	A
(5)介護給付費通知	①サービスの利用と提供を普及啓発するとともに、適正な請求に向けた抑制効果をあげる。	「介護給付費通知」に説明文書を同封し通知していく。(年2回)	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 108ページ	「介護給付費通知」に説明文書を同封し通知した。(9月と12月の年2回)	自己評価:【A】計画通り実施できた。	今後も継続していく。	A

【評価の基準】

- A…事業計画通りの事業に取り組みを始めている。
- B…事業計画通りの事業に取り組もうと準備している。
- C…事業計画通りの事業に全く取り組んでいない。準備もしていない。